



制度が変更になりました リウマチセンター経営課医事室

難病医療費助成制度について

「難病の患者に対する医療等に関する法律(いわゆる難病法)」が平成 27 年1月1日から施行され、対象疾病が 56 から 306 疾病と大幅に拡大しました。

これにより追加された疾病の方についても、新たに助成制度を利用できる場合(診断基準を満たす必要あり)がありますので、お気軽に主治医までご相談ください。

なお、医療費助成を希望する方は、県の担当窓口への申請手続きが必要となりますので、お気軽に医療相談室までご相談ください。



高額療養費制度(限度額適用認定証)について

外来化学療法などで医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、窓口でのお支払いを各々の所得や年齢に応じて定められた自己負担限度額までとすることができる制度です。

なお、制度をご利用されたい方は、自身が加入している公的医療保険への申請手続きが必要となりますので、お気軽に医療相談室もしくは医事窓口までご相談ください。



領収証の保管について

当院では、診療費をお支払いいただいた際に領収証を交付しておりますが、再発行は致しません。確定申告時に医療費控除を行う場合には、この領収証が必要となりますので、大切に保管してください。

なお、領収証の紛失等により支払額の証明が必要な場合には、実費(文書料 1,620 円)にて診療費領収証明書を発行いたしますので、医事窓口にてお申し込みください。



ミニ講演やっています！



次回のミニ講演は、6月17日金曜日9時から立野薬剤師さんの「関節リウマチのおくすり」です。

リウマチ外来会計前待合室にて行います。参加自由です(*^_^*)

ふるってご参加ください！直接当院薬剤師に、質問もできます！



昨年度のミニ講演の様子です

展示しています！

リウマチセンター外来待合スペースに、リハビリ・放射線科検査科の掲示物や資料の展示をしています。

必要な資料はご自由に

お持ち下さい。

